誓　約　書

　　　　　　令和　　年　　月　　日

株式会社○○建設

代表取締役　　　　　　殿

　住　　　　所

商号又は名称

氏　　　　名　　　　　　　　　　　　印

　　貴社の発注工事の下請施工に当たっては、沖縄県が沖縄県暴力団排除条例に基づき、公共工事から暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記の事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴社が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

記

　１．次の各号のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

(１)　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）となっている。

　(２)　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

(３) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

(５) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係（注１)を有していると認められる。

(６) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が(１)から(５)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した。（注２）

２．再下請に出す場合は、前項各号のいずれにも該当しないことを確認し、新たに誓約書を徴します。

３．沖縄県が元請業者に対して上記第１項各号に該当する者を下請負人としているとして、当該下請契約の解除

を求めた場合におきましては、貴社からの契約解除の求めに従います。

**※第１項各号の解釈について**

注１）「社会的に非難されるべき関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

注２）暴力団若しくは暴力団員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後、速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。